規程番号	００－００
制　　定	昭和５３年　２月２０日
立 案 元	総務部

定　　款

定　　款

第１章　　総　則

（商　号）
第　１　条　当会社は、株式会社ＩＣと称し、ＩＣ　ＣＯ.，ＬＴＤ.と英訳する。

（目　的）
第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）コンピュータシステムの運営管理
（２）インターネット又はコンピュータを利用した情報処理サービス、情報提供サービス及びそのコンサルティング
（３）コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売
（４）コンピュータ、その関連・周辺機器、ソフトウェアの仲介、販売、貸付、保守、管理
（５）労働者派遣事業
（６）損害保険の代理店業務
（７）電気通信サービスの加盟手続き代行業務
（８）広告、メディア、コンテンツ等の企画、制作、販売、運営
（９）インターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、販売及びこれらの受託業務
(10) 教育、文化、演劇、コンサート、スポーツ、旅行、飲食、娯楽に関する業務
(11) 前各号に附帯・関連する一切の業務

（本店の所在地）
第　３　条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機　関）
第　４　条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第　５　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、２４，０００千株とする。

（単元株式数）
第　７　条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第　８　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第　９　条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）
第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年１２月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月３０日とする。

（招集権者及び議長）
第１３条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
２．代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役、取締役会、監査等委員会、執行役員

（員　数）
第１７条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、１０名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）
第１８条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第１９条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２０条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

２．代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２１条　取締役会の招集通知は､会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第２２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（代表取締役及び役付取締役）

第２３条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）又は執行役員の中から社長を選定する。

３．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から必要に応じて役付取締役を選定することができる。

（取締役への委任）
第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）
第２５条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２６条　取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（監査等委員会規程）
第２７条　監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（報酬等）
第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員）
第３０条　取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。
２．取締役会は、その決議によって執行役員の中から必要に応じて役付執行役員を選定することができる。

第５章　　会計監査人

（選任方法）
第３１条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）
第３２条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第６章　　計　算

（事業年度）
第３３条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第３４条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第３５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。
２．当会社の中間配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
３．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第３６条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

付　則

第１条（商号）の変更の効力発生日は、2022年４月１日とし、本付則は、効力発生日をもって削除する

１．昭和６１年　７　月２３日改訂。
２．昭和６１年１１月１２日改訂。
３．昭和６３年１０月１１日改訂。
４．平成　１　年　９　月２９日改訂。
５．平成　４　年　１　月２２日改訂。
６．平成　４　年　２　月１３日改訂。
７．平成　５　年　６　月１６日改訂。
８．平成　５　年１２月２０日改訂。
９．平成　６　年１２月２０日改訂。
１０．平成　９　年１２月２５日改訂。
１１．平成１０年１２月１８日改訂。
１２．平成１１年１２月２２日改訂。
１３．平成１３年１２月２０日改訂。
１４．平成１４年　１　月　４　日改訂。
１５．平成１４年１２月１９日改訂。
１６．平成１５年１２月１８日改訂。
１７．平成１８年１２月２０日改訂。
１８．平成２１年１２月１８日改訂。
１９．平成２２年　１　月　６　日改訂。
２０．平成２２年１２月１７日改訂。
２１．平成２７年１２月１８日改訂。
２２．平成２９年１２月２２日改訂。
２３．平成３０年　８　月２１日改訂。
２４．平成３０年１２月２１日改訂。
２５．令和　３　年１２月１７日改訂。